

認定基準等チェック表 (第1表 相対値基準・小規模法人用)

法人名	特定非営利活動法人〇〇〇〇〇	実績判定期間	令和5年4月1日～令和7年3月31日
実績判定期間(注意事項参照)における下欄3の㉔欄の金額に占める㉕欄の金額の割合(㉖欄)が、			チェック欄
5分の1以上であること			○
小規模法人の判定			
1	$\frac{\text{実績判定期間の総収入金額 } 15,819,121 \text{ 円}}{\text{実績判定期間の月数 } 24 \text{ 月}} \times 12 = \text{㉖ } 7,909,560 \text{ 円}$		
㉖が800万円未満である		はい	2へ
		いいえ	小規模法人の例計算・・・適用不可
2	実績判定期間において受け入れた寄附金の合計額が3千円以上の寄附者(役員、社員を除く。)の数が50人以上である	はい	小規模法人の特例計算・・・適用可3へ
		いいえ	小規模法人の特例計算・・・適用不可
3 小規模法人の特例計算を適用する場合			
総収入金額		㉗	15,819,121円
控除金額	国の補助金等の額(㉘欄に金額の記載がある場合は、記入不可)	㉘	800,000円
	委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額	㉙	1,200,000円
	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額	㉚	0円
	資産の売却収入で臨時的ものの金額	㉛	0円
	遺贈により受け入れた寄附金等のうち準限度超過額に相当する金額(付表1(相対値基準・小規模法人用)㉜欄の「()」)	㉜	0円
	休眠預金等交付金関係助成金(付表1(相対値基準・小規模法人用)㉝欄)	㉝	600,000円
差引金額(㉗-㉘-㉙-㉚-㉛-㉜-㉝)		㉞	13,219,121円
受入寄附金総額(付表1(相対値基準・小規模法人用)㉟欄)		㉟	5,115,950円
控除金額	一者当たり基準限度超過額の合計額(付表1(相対値基準・小規模法人用)㊱欄)	㊱	348,405円
	休眠預金等交付金関係助成金(付表1(相対値基準・小規模法人用)㊲欄)	㊲	600,000円
差引金額(㉟-㊱-㊲)		㊳	4,167,545円
会費収入(㊴欄と付表2(相対値基準)㊵欄のうちいずれか少ない金額)		㊴	117,708円
国の補助金等の金額(㊶欄の金額を限度とする)		㊶	0円
合計金額(㊳+㊴+㊶)		㊷	4,285,253円
基準となる割合(㊷÷㉞)		㊸	32.41%

(注意事項)

- 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年(認定を受けたことのない法人の場合は2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。
したがって、例えば、3月決算法人が29年6月に申請書を提出する場合、実績判定期間は24年4月1日から29年3月31日(認定を受けたことのない法人の場合は27年4月1日から29年3月31日)となります。
- チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください(第2表以下についても同様です。)

「認定基準等チェック表」(第1表 相対値基準・小規模法人用) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「実績判定期間の月数」欄	実績判定期間の月数の総数を記載します。	月数は暦に従って計算し、一月未満の端数がある場合は一月に切り上げます。
「総収入金額㉞」欄	活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。	その他の事業がある場合には、特定非営利活動に係る事業と全てのその他の事業の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。
「国の補助金等の金額㉟」欄	総収入金額のうち、国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関（以下「国等」といいます。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（以下「国の補助金等」といいます。）の金額の合計金額を記載します。	「国の補助金等の金額㉟」欄に金額の記載がある場合は記入できません。
「委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額㉟」欄	総収入金額のうち、国等からの委託事業費の合計金額を記載します。	
「法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額㊱」欄	総収入金額のうち、法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分の合計金額を記載します。	
「資産の売却収入で臨時的なものの金額㊱」欄	総収入金額のうち、固定資産や有価証券等の売却収入額を記載します。	貸借対照表等において固定資産として経理している資産であっても、実質的に販売用の資産であるものは除かれます。
「遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額㊱」、 「休眠預金等交付金関係助成金㊱」、 「受入寄附金総額㊱」、「一者当たり基準限度超過額の合計㊱」、「休眠預金等交付金関係助成金㊱」の各欄	「第1表付表1（相対値基準・小規模法人用）」の各該当欄の金額を転記します。	
「会費収入㊱」欄	「差引金額㊱」欄と「第1表付表2（相対値基準用）㊱」欄のうちいずれか少ないほうの金額を記載します。	
「国の補助金等の金額㊱」欄	国の補助金等の金額を算入する場合は、「差引金額㊱」欄の金額を限度として記載します。	国の補助金等の金額を算入するか否かは、法人の選択となります。